

社会医学系専門医制度（JBPHSM）ZENHO通信（No.2特集号）

平成29年8月17日発行
全国保健所長会

第3回 社会医学系専門医制度に関する自治体の取り組み状況調査結果

- ▶ 調査対象：保健所長会のある自治体
- ▶ 調査時点：2017年6月末現在
- ▶ 調査方法：全国保健所長会による49保健所長会へのアンケート調査
(47都道府県+2(名古屋市、福岡市))
東京都と特別区は合同
- ▶ 回答数 : 49か所
- ▶ 回答率 : 100%

社会医学系専門医制度に関する自治体の取り組み状況調査の第3回目では、大変お世話になりました。ありがとうございました。

2017年6月末での取り組み状況調査の結果を報告します。

調査対象、調査方法は、左記のとおりです。49保健所長会に対して回答数は49、回答率は100%でした。

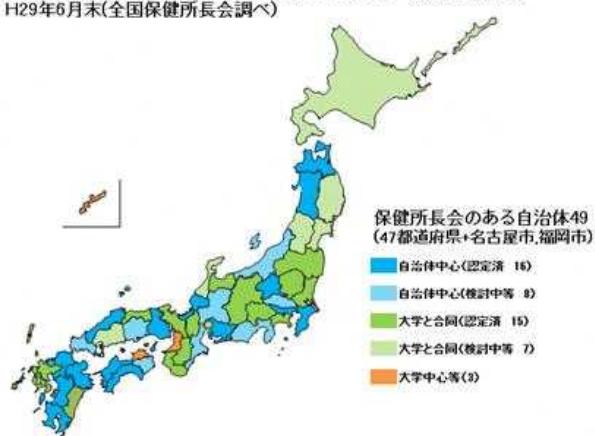
自治体の専門医研修プログラム策定状況の推移



専門医研修プログラム策定状況は、2016年12月末の認定済3から2017年6月末には認定済33へと全国的に策定が進んでいました。

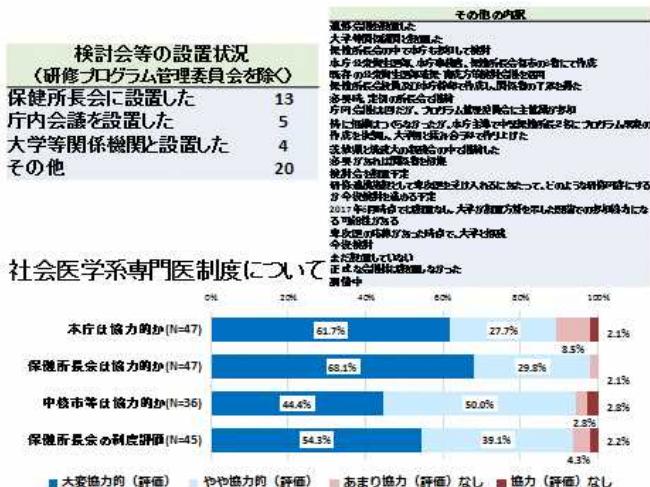
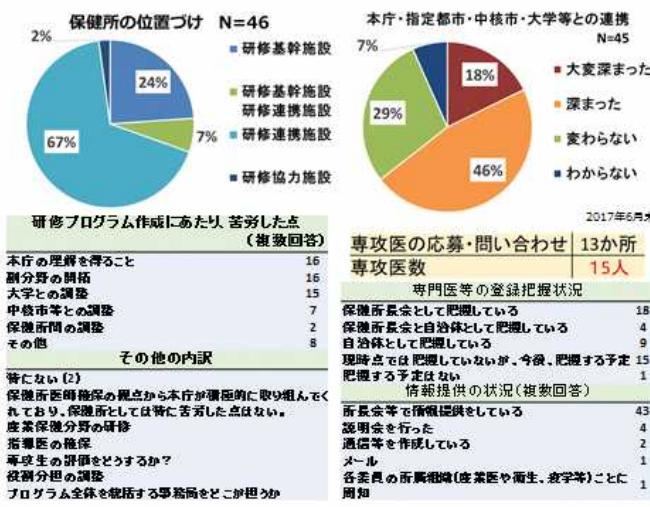
自治体の専門医研修プログラム策定状況マップ

自治体の社会医学系専門医研修プログラムのタイプ(検討中も含む)
H29年6月末(全国保健所長会調べ)



専門医研修プログラムのタイプ別に自治体の策定状況を日本地図に記載してみました。

検討中を含めると自治体中心プログラムが24と最も多く、次いで大学との合同プログラムが22となっています。



専門医研修プログラムの中で保健所は、研修連携施設として多く位置づけられており、プログラム作成では、本庁の理解を得ること、副分野の開拓、大学との調整で苦労したが多くなっていましたが、本庁・指定都市・中核市・大学等との連携は、6割以上が深まったと回答していました。

2017年6月末現在、自治体への専攻医の応募・問い合わせは13か所、専攻医数は15人であり、その登録状況について、ほとんどの自治体または保健所長会が把握または把握予定と回答していました。

保健所や自治体が中心となって社会医学系専門医の育成体制を整える積極的な姿勢が伺えます。

今後、自治体内で専攻医を育成する指導医（公衆衛生医師）への支援や公衆衛生医師に关心を持つ臨床医等に対する多方面からの情報提供が必要と思われます。

最後に、社会医学系専門医制度の導入に対して本庁、保健所長会、中核市等の約9割が協力的で、各地の保健所長会が本制度に期待していました。

自治体関係者の期待に対し、大学等の医育機関や関係する団体と連携し、本制度をさらに充実強化させていく必要があります。

社会医学系専門医制度が、広く社会に周知され、公衆衛生医師の確保や現場の公衆衛生医師に必要なスキルや資質の向上、キャリアパスの明確化につながるよう、さらなるご協力をよろしくお願いします。

まとめ

- ▶自治体の専門医研修プログラム策定状況は、認定済3(2016年12月末)から、認定済33(2017年6月末)へと全国的に策定が進んでいた。
- ▶自治体中心プログラムが24と最も多く、次いで大学と合同プログラムが22と多くなっている(検討中を含む)。
- ▶保健所は、研修連携施設として多く位置づけられている。
- ▶専門医研修プログラムの作成では、本庁の理解、副分野の開拓、大学との連携で苦労したが多かったが、本庁・指定都市・中核市・大学等との連携は、6割以上が深まったと回答。
- ▶専攻医の応募・問い合わせは、13か所、専攻医数は、15人(2017年6月末)あり、登録状況をほとんどの自治体または保健所長会が把握している(把握予定を含む)。
- ▶社会医学系専門医制度について、本庁、保健所長会、中核市等の約9割が協力的であり、各地域の保健所長会も評価している。

お問い合わせ：廣瀬浩美（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会 副委員長）